

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

【英訳名】 ITOCHU Techno-Solutions Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菊地 哲

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【電話番号】 (03)6203-5000(代表)

【事務連絡者氏名】 総務課長 土屋 貴之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【電話番号】 (03)6203-5000(代表)

【事務連絡者氏名】 総務課長 土屋 貴之

【縦覧に供する場所】 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 大阪支店
(大阪市北区梅田三丁目1番3号)
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦一丁目5番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月23日に開催された当社第36期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当金に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金62円50銭 総額3,613,014,188円

ハ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

周知性の向上及び公告手続の合理化を図るため、現行定款第5条に規定する公告方法を電子公告へ変更する。また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲を変更するため、現行定款第25条及び第32条を変更する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、菊地 哲、松島 泰、松澤政章、高取成光、須崎隆寛、大久保忠崇、中森真紀子、小尾敏夫及び野田俊介を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役の補欠監査役として、谷本誠司を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 (剰余金の処分の件)	498,237	139	103	(注)1	(注)2 可決 98.7
第2号議案 (定款一部変更の件)	497,941	436	103	(注)1	(注)2 可決 98.6
第3号議案 (取締役9名選任の件)				(注)1	(注)2
菊地 哲	473,957	24,417	103		可決 93.9
松島 泰	495,053	3,323	103		可決 98.0
松澤 政章	496,707	1,670	103		可決 98.4
高取 成光	495,174	3,202	103		可決 98.1
須崎 隆寛	495,187	3,189	103		可決 98.1
大久保忠崇	496,714	1,663	103		可決 98.4
中森真紀子	497,441	936	103		可決 98.5
小尾 敏夫	480,099	18,276	103		可決 95.1
野田 俊介	495,327	3,049	103		可決 98.1
第4号議案 (補欠監査役1名選任の件)	489,636	8,738	103	(注)1	(注)2 可決 97.0

(注)1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席株主の議決権の過半数の賛成、第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の過半数の賛成であります。

2 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適正に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。